

令和2年3月27日

知事メッセージ

兵庫県では、本日午前までに120名の患者が確認されていますが、患者の大部分は、病院、デイケア施設、認定こども園など感染源が特定されています。

引き続き、県民の皆様の安全を最優先に、国や市町等と連携して、「クラスターの解消」と「感染者からの第2次感染の封じ込め」を中心に、以下のことにより、感染拡大防止に全力で取り組みます。

1 クラスターの解消と第2次感染の封じ込め

3月1日に県内初の感染者が確認されて以降、3月26日までに120名の感染者が確認されていますが、その大部分は、特定の病院、デイケア施設、認定こども園など感染源が特定されています。県では、さらに追跡・確認、健康観察を徹底し、国や市町等と連携して、クラスター（患者集団）の解消と、感染者からの第2次感染の封じ込めに全力で取り組みます。

2 検査体制について

PCR検査については、県内37箇所の帰国者・接触者外来からの依頼等に対し、県内4カ所の地方衛生研究所と協力機関で実施しています。引き続き、濃厚接触者を含む必要な検査を迅速に行います。特に、帰国者の感染患者が増加していることから、帰国者対策を強化します。

3 医療体制の確保について

感染症予防策を講じた病床を既に246床確保しています。今後の患者増に備え、さらなる病床確保を進めていきます。感染症指定医療機関等において重症患者の入院体制の確保を図り、その他の医療機関においては、感染症対策等に配慮したうえで、軽症患者等を受入れるなど、「新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）」を活用し、患者が重症度合に応じて適切な病床で入院できるようにします。

外来についても、帰国者・接触者外来の増設に向け、医療機関に対して設置を働きかけるとともに、さらなる対策となる臨時外来の設置を関係医療機関の協力を得て準備します。

4 医療用資機材の確保について

現在、医療用・一般用マスクを約177万枚、消毒液を約12,000本確保しています。医療用マスクについては、概ね4月末までの不足が解消される見込みです。引き続き、国への積極的な働きかけによる医療機関向けマスクの配布や、各方面から支援を受けるなどにより、マスク等の医療用資機材の安定的な確保を図ります。

5 学校について

4月8日からの新学期は、児童生徒の学習機会を確保するため、国の学校再開ガイドラインに基づく予防措置を徹底の上、学校を再開します。

入学式、始業式等は、簡素化の上、実施します。学校行事は、4月中は校外での学校行事は原則禁止します。ただし、感染者がない学区については、学区内の学校行事の開催を可能とすることとします。

部活動は、活動場所を校内のみとし、密集、換気、飛沫感染となる会話等に留意します。活動時間は1日2時間を上限とし、少なくとも月～金に1日、土日に1日の計2日は休み、対外試合・合同演習等は、同一学区内の2校まで実施を認めます。ただし、実施場所は2校いずれかの学校内とし、合宿は認めないこととします。

市町立学校の新学期の取扱については、県立学校の対応を参酌し、設置者が判断します。私立小中高の新学期の取扱についても、県教育委員会の対応を参酌し、設置者が判断します。

6 社会教育施設について

県主催事業は、当面1週間、4月7日まで自粛を継続します。

貸館事業は主催者の判断によります、実施する場合は感染予防措置を要請します。

※感染予防措置

マスク着用等の徹底、消毒液の設置、発熱チェック、密閉・密集・密着状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）、来館者多数の場合の入場制限、入館者の氏名・連絡先等の把握（患者発生時の感染拡大防止のため） 等

7 社会福祉施設について

高齢者は特に重症化しやすいことから、高齢者施設などの社会福祉施設は、感染拡大を防止するため、不要不急の面会を控えるとともに、面会者への手洗いやマスク着用を徹底します。

8 イベント等について

イベント等については、集団感染のリスクが懸念され、会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じることなどから、原則として、当面、中止・延期を継続します。

開催の必要があると判断する場合は、感染予防措置の徹底、密閉空間・密集場所・密接場面の「3つの条件」の回避などの対応を行うようお願いしています。

9 帰国者への対策について

海外からの帰国者の感染拡大が相次いでいます。帰国者からの感染拡大を防止するため、帰国者に帰国後2週間の健康管理をお願いしています。また、水際対策の強化を国に要請しています。

10 県民の皆様へ

感染拡大防止には、行政だけでなく県民の皆様とともに取り組む必要がありますので、次の点について皆様のご協力をよろしくお願いします。

- ① 手洗いや咳エチケットなど感染予防に努めてください。
- ② バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などにより抵抗力を高めてください。
- ③ 発熱等の症状がみられる場合は外出を自粛し、症状が続く場合は帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）へ申し出てください。
- ④ 換気の悪い密閉空間、人が密集、近距離での会話や発声が行われる「3つの条件」を回避してください。
- ⑤ 不要不急の外出や会合を自粛し、特に、大阪、神戸・阪神間など人口密集地との不要不急の往来を当面1週間、4月7日まで自粛してください。
- ⑥ 海外から帰国された方は、2週間はご自身の健康管理にご注意いただくとともに、不要不急の外出を控えてください。体調に変化があった場合は、帰国者・接触者相談センター（健康福祉事務所・保健所）へ申し出てください。
- ⑦ 医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静に対処してください。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症に関する不明・不安な点などがある場合は、県が設置している、24時間体制のコールセンター（相談窓口、078-362-9980）へ相談してください。